

平成23年11月17日

## 第42回都市計画審議会議事録

足立区役所 特別会議室（中央館8階）

## 第42回足立区都市計画審議会議事録

1. 日 時 平成23年11月17日(木)  
午前9時58分開会  
午前11時15分閉会
2. 場 所 足立区役所 災害対策本部室(特別会議室)(中央館8階)
3. 出席委員  
(1) 委員現在数 20名  
(2) 出席委員数 16名  
長塩英治(会長) 野沢太三(会長職務代理者)  
柳沢厚(委員)  
吉岡茂(委員) たきがみ明(委員)  
新井英生(委員) 長井まさのり(委員)  
田中武夫(委員) 佐々木正一(委員)  
宮崎十三(委員) 岡田英樹(委員)  
小野稚子(委員) 古庄孝夫(委員)  
下岡正良(委員)  
小林一久(臨時委員) 日下部和雄(臨時委員)
4. 出席専門委員  
石川義夫 清水忠 橋本弘  
大高秀明 岡野賢二 鈴木邦夫  
色部義一 斑目好一 倉持政宣
5. 出席幹事  
宮本博之 伊藤良久 杉岡淳子 清水英樹  
林昭兵 佐々木拓 服部仁 橋場幸一
6. 出席説明者  
長島
7. 事務局等出席者  
市川 林田 大竹 山下 小故島  
石戸 宇賀神 黒田 近藤 石井 田沼  
堀 國井 菊田 中村(ま)
8. 議 事  
(1) 審議事項8件
9. 議 題  
第1号議案 東京都市計画公園の変更(足立区決定)について  
第2号議案 東京都市計画地区計画舎人四丁目地区

- 地区計画の変更(足立区決定)について  
第3号議案 東京都市計画地区計画足立北部地域西伊興地区地区計画の変更(足立区決定)について  
第4号議案 東京都市計画地区計画足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区計画の変更(足立区決定)について  
第5号議案 東京都市計画地区計画保塚町地区地区計画の変更(足立区決定)について  
第6号議案 東京都市計画生産緑地地区の変更(足立区計画)について  
第7号議案 東京都市計画特別緑地保全地区の変更(足立区決定)について  
第8号議案 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の位置の許可について
10. 議事の経過

以下のとおり

本議事録は、事実と相違ないことを証し、ここに署名します。

平成 年 月 日

議事録署名人

会 長

委 員

○幹事 定刻前ではございますが、皆様おそろいのご様子ですので始めさせていただきます。

皆様方にはお忙しい中、足立区都市計画審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、足立区都市建設部住宅・都市計画課長でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

前回の6月から5カ月が過ぎました。今回は予定しております案件が多くなっておりませんが、ご審議

のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これからの議事進行につきましては、会長、よろしくお願ひ申し上げます。

○会長 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、足立区都市計画審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、第42回足立区都市計画審議会を開会いたします。

まず、事務局から本日の資料と審議議案について確認願ひます。

○幹事 それでは、皆様に事前にお配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

まず次第、委員名簿、席次表、議案書1綴り、表紙が黄緑色の議案説明資料1綴り、特別緑地保全地区のカラーのパンフレット1部。以上が本日の資料となっております。

資料には「議案書」とは別に、黄緑色の表紙の「議案説明資料」がございます。「議案説明資料」は、「議案書」を補足説明するための資料でございます。不足している資料がございましたら、事務局へお知らせください。よろしいでしょうか。

また、前回まで机に置かせていただいております参考資料の足立区基本計画、足立区都市計画マスタープラン、足立区緑の基本計画、足立区都市計画図Ⅰ、都市計画図Ⅱにつきましては、本日、議案、資料が多いためお配りしておりません。必要なものがございましたら事務局へお知らせください。

後ほど議事の途中でも、随時事務局へお知らせいただければ、すぐにお持ちいたします。よろしくお願ひいたします。

次に、本日の議事でございますが、次第にありますとおり、議案が8件ございます。

まず、第1号から第4号議案につきましては、都市計画公園の変更関連の議案でございます。

第1号議案は、「東京都市計画公園の変更（足立区決定）について」でございます。

第2号議案、「東京都市計画地区計画舎人四丁目

地区地区計画の変更（足立区決定）について」。

第3号議案、「東京都市計画地区計画足立北部地域西伊興地区地区計画の変更（足立区決定）について」。

第4号議案、「東京都市計画地区計画足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区計画の変更（足立区決定）について」でございます。

ここまでの、都市計画公園の変更関連の議案になります。

次に、第5号議案が、「東京都市計画地区計画保塚町地区地区計画の変更（足立区決定）について」でございます。

第6号議案は、「東京都市計画生産緑地地区の変更（足立区決定）について」でございます。

第7号議案、「東京都市計画特別緑地保全地区の変更（足立区決定）について」でございます。

最後に、第8号議案、「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の位置の許可について」でございます。

以上となっております。

○会長 ありがとうございます。

それでは、議案審議に入る前に、本日の出席委員の報告を事務局からお願いします。

○幹事 本日は、定数20名のところ16名のご出席をいただいております。審議会が有効に成立することをご報告申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

議事録署名人は、私と野沢委員さんが務めますので、よろしくお願ひいたします。

審議の前にもう1点、事務局より連絡があるというところでございますので、お願いします。

○幹事 本日の説明に当たりまして、映像の画面、モニターの使い方についてご案内いたします。

前回の審議会におきまして、このモニターが非常に見にくいというご指摘をいただきました。その後、設備の調整等を行いまして、ある程度改善はできたのですが、やはり限界がございます。そこで、本日

の説明につきましては、お手元の紙の資料をごらんいただくことを基本に資料を作成させていただきました。説明の際にはお手元の紙の資料をごらんいただきますようお願いいたします。

モニターにつきましては、説明しているページをお示しするというご使用したいと考えておりますので、そのようにご理解ください。

また、カラーの資料ですとか図の説明用に、お手持ちの資料よりもモニターを見ていただいた方がわかりやすいという場合につきましては、そのときに申し上げますので、モニターをごらんいただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○会長 それでは議案の審議に入ります。

第1号議案から第4号議案まで、都市計画公園の変更関連の議案ということですので、一括して説明を受けたいと思います。

まちづくり課長から説明をお願いします。

○幹事 おはようございます。まちづくり課長でございます。都市計画公園の変更関連議案となります第1号議案から第4号議案について、一括して説明をさせていただきます。

お手元の議案書の1ページをごらんください。第1号議案の議案書を説明いたします。

第1号議案、「東京都市計画公園の変更（足立区決定）について」を提出いたします。

平成23年11月17日、提出者は足立区長です。

提案理由は、東京都市計画公園の内容を変更するにあたり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためでございます。

続いて、2ページ目をごらんください。都市計画の案の理由書でございます。

1の種類・名称でございますが、4点ございまして、東京都市計画公園足立第2・2・147号 舎人三丁目公園、東京都市計画公園足立第2・2・1

48号 伊興四丁目公園、東京都市計画公園足立第2・2・149号 西新井四丁目公園、東京都市計画公園足立第2・2・150号 舎人五丁目公園の4件でございます。

2の理由につきましては、記載のとおりでございます。

議案書でございますが、計画書が3ページ、新旧対照表が4ページとなっております。新旧対照表の標記の4カ所の都市計画公園を、街区公園として追加するものでございます。

総括図が5ページ、計画図が6ページから9ページまでとなっております。

詳細につきましては、関連議案4件を後ほど議案説明資料により一括して説明させていただきます。したがって残りの関連する3議案の議案書の説明を続けさせていただきますので、よろしく願いいたします。

恐れ入りますが、議案書の11ページをごらんください。第2号議案の議案書を説明いたします。

第2号議案、「東京都市計画地区計画舎人四丁目地区地区計画の変更（足立区決定）について」を提出いたします。

平成23年11月17日、提案者は足立区長です。

提案理由は、東京都市計画地区計画舎人四丁目地区地区計画の内容を変更するにあたり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためでございます。

議案書につきましては、都市計画案の理由書が12ページでございます。計画書が13ページ、14ページでございます。変更概要が15ページでございます。変更概要の説明でございますが、変更箇所は表の最下段でございます公園2号を削除するものでございます。続きまして総括図が16ページ、計画図が17、18ページとなっております。

続きまして、議案書の19ページをごらんくださ

い。第3号議案の議案書を説明いたします。

第3号議案、「東京都市計画地区計画足立北部地域西伊興地区地区計画の変更（足立区決定）について」を提出いたします。

平成23年11月17日、提出者は足立区長です。

提案理由は、東京都市計画地区計画足立北部地域西伊興地区地区計画の内容を変更するにあたり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためでございます。

議案書につきましては、都市計画の案の理由書が20ページ、計画書が21ページから24ページ、変更概要につきましては25ページでございます。変更箇所につきましては、表中にある「その他の公共施設」に示す、下から4段目にある緑地6号と、一番下にある緑地9号を削除するものでございます。さらに総括図が26ページ、計画図が27ページから30ページとなっております。

続きまして、議案書の31ページをごらんください。第4号議案の議案書を説明いたします。

第4号議案、「東京都市計画地区計画足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区計画計画の変更（足立区決定）について」を提出いたします。

平成23年11月17日、提出者は足立区長です。

提案理由は、東京都市計画地区計画足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区計画の内容を変更するにあたり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためでございます。

議案書につきましては、都市計画の案の理由書が32ページ、計画書が33ページから36ページでございます。変更概要につきましては37ページ、38ページとなっております。変更箇所につきましては、37ページの表の下から2段目にあります公園2号を削除するものでございます。さらに、総

括図が39ページ、計画図が40ページから43ページとなっております。

以上が、第1号議案から第4号議案の議案書となります。

恐れ入りますが、ここからの説明につきましては緑色の表紙である議案説明資料に沿って説明をさせていただきますので、議案説明資料をご用意いただきたいと思っております。説明の際には、一部の地区計画の名称が非常に長いものがあります関係上、略称を使わせていただくことがございますが、ご理解の上、ご承認をお願いいたします。

それでは説明に移らせていただきます。緑色の表紙の冊子である議案説明書の1ページをお開きください。こちらは都市計画公園の変更関連についての4つの議案名を記載させていただいております。

続いて、2ページをお開きください。

1の趣旨及び目的でございます。舎人四丁目地区は、毛長川や見沼代親水公園などにより、水と緑が豊かな環境が形成されている地区でございます。

また、西伊興地区及び舎人・古千谷本町地区は、土地区画整理事業を施行すべき区域に指定されており、都市計画道路を除けば骨格となる道路網は概成している地区でございます。

これら3つの地区は、足立区の北東部にあり、新交通システム日暮里・舎人ライナーの北は見沼代親水公園駅から、南は谷在家駅間の沿線に位置しております。そして地区計画が既に策定されているところでございます。

これらの地区においては、平成20年度に新交通システム日暮里・舎人ライナーが開業したことや、舎人公園の整備が進んでいることにより、地区内の宅地開発等が進んできております。

このような中、道路、公園等の公共施設を整備していくことは、良好な住環境の形成を図っていくには必要不可欠となっております。

このため、3地区の地区計画の地区施設である公園・緑地を、都市計画法上重要な施設である公園と

して整備を図るため、4カ所の都市計画公園として位置づけるものでございます。

あわせて、都市計画法施行令第7条の4に地区計画の地区施設は都市計画施設以外の施設とすることが規定されていることから、地区施設である都市計画公園及び緑地を廃止するため、地区計画を変更するものでございます。

続きまして、変更関連議案の位置についてご説明いたします。議案説明資料の3ページから4ページでA4判の資料である位置図に示してありますが、恐れ入りますが机上のモニターもしくは前方のスクリーンをごらんください。こちらをもとに説明させていただきます。

現在映している映像につきましては、位置図の上半分を映しております。

3つの地区計画区域は足立区の北西部に位置し、図面のほぼ中央を縦断している太線が日暮里・舎人ライナーでございます。

日暮里・舎人ライナーの北端で始発駅である見沼代親水公園のさらに北側に位置する青色で囲まれた部分が、舎人四丁目地区の区域でございます。

そして、画面では指し棒で示しております、地区の東側に位置し青色で示しているのが舎人三丁目公園でございます。

続きまして、見沼代親水公園駅から舎人公園上部にかかる黄色で囲まれた部分が、舎人・古千谷本町地区の区域でございます。

そして、画面では指し棒で示しております、地区の南西部で、舎人駅から見て北西部に位置している黄色丸で示しているのが舎人五丁目公園になります。

続いての映像は、位置図の下半分を映しております。

区域の西側が舎人公園に隣接し、赤色で囲まれた部分が西伊興地区の区域になります。

そして、画面では指し棒で示しております西伊興地区の東側に位置し、赤丸で示しているのが伊興四丁目公園。さらに地区の南部で谷在家駅の東側に位

置し、赤丸で示しているのが西新井四丁目公園の位置になります。

続きまして、2の変更概要についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、緑色の表紙である議案説明資料の5ページにお戻りください。

その1でございますが、第1号議案及び第2号議案でございます。

舎人三丁目公園を、街区公園として約0.12ヘクタールの都市計画公園を追加することに伴い、従前の舎人四丁目地区地区計画の地区施設である約1,180平米の公園2号を廃止するものでございます。

6ページ目をごらんください。その2でございます。第1号議案及び第3号議案でございます。

伊興四丁目公園を、街区公園として約0.23ヘクタールの都市計画公園として追加することに伴い、従前の西伊興地区地区計画の地区施設である約2,300平米の緑地9号を廃止するものでございます。

7ページをごらんください。その3でございます。第1号議案及び第3号議案でございます。

西新井四丁目公園を、街区公園として0.12ヘクタールの都市計画公園として追加することに伴い、従前の西伊興地区地区計画の地区施設である約1,200平米の緑地9号を廃止するものでございます。

8ページ目をごらんください。その4でございます。第1号議案及び第4号議案でございます。

舎人五丁目公園を、街区公園として約0.12ヘクタールの都市計画公園として追加することに伴い、従前の地区施設である1,130平米の公園2号を廃止するものでございます。

以上、4カ所の都市計画公園の追加による変更と、あわせて地区施設を廃止することによる3地区の地区計画の変更を行うものでございます。

9ページをごらんください。3の都市計画手続きの経緯及び今後のスケジュールでございます。

6月17日に開催されました第41回足立区都市計画審議会以降、本日までの取り組み、経緯について示しております。

7月25日から8月9日にかけて、地区内の各戸にまちづくりニュースを配布し、周知をいたしました。

8月16日から8月30日までの2週間、地区計画の都市計画原案の縦覧を、10月17日から10月30日までの2週間、地区計画及び都市計画公園の都市計画案の縦覧を行いました。いずれの縦覧につきましても、意見書の提出はございませんでした。

また、9月13日から都市計画公園の都知事協議も行っており、意見をいただいている状況でございます。

本日、第42回足立区都市計画審議会にてご審議をいただき、12月上旬の都市計画の告示をあわせて行わせていただく予定でございます。

以上で都市計画公園変更関連である第1号議案から第4号議案の説明を終わりにさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは第1号議案から第4号議案の審議をいたします。これらの議案について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○委員 念のために確認いたしますが、地区施設として定められていた公園を都市施設としての公園に切りかえるということで、補助金も出るし、整備が確実に実行されるという大変結構なことだと思うのですが、地区施設の中の公園というのは、今回は4カ所。地区計画の区域の中にもたくさんあると思うのですよね。たくさんある地区施設のうち、今回この4つの地区施設が候補になったというのはどういう考え方か、そこだけ確認させてください。

○幹事 ただいまのご質問でございますが、ご指摘いただきました国の補助金をいただける事業に着手できるということも視野に入れておるところでございます。今回の変更によりまして、国の補助金をいただき計画的に整備していく上で、今回の4公園を指定させていただくというところでございます。

なお、我々の方で、地区計画のすべての区域で、公園の配置が適切であるのか、道路の位置が適切であるのかという再度見直しを行っておるところでございます。当該地区の公園につきましても、現在、適切な配置状況であるかどうかの検討を加えておりますが、今回の4公園につきましては、その中でも特に重要である公園というような位置づけの中で、今回の手続に入らせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○会長 委員。

○委員 要するに、今回のところは公園配置上特に重要であるというのは、先ほどの説明にはなかったもので、それをちゃんと示していただきたいということです。

○会長 要望ですね。

○委員 いやいや、今ちゃんとそれをおっしゃってください。

○会長 まちづくり課長。

○幹事 ご指摘いただいたとおりでございます。特に必要であり、今後も継続して公園として開設する重要な公園であるということで認識しておるところでございます。そのために手続を行わせていただきました。

○委員 そういうことを言っているのではなくて、具体的にここは全体の公園がこういう配置状況で、ここが公園計画上穴があいているのでぜひこれが必要だと、そういう説明をこの中ではしなくてはいけないのですよ。時間がないので、今後はそういうふうになんとしてください。

要するに、何を何しますということだけしか説明されていなくて、なぜそれが必要かという説明がないのですよ。それがなければ都市計画審議会をやる意味がないですからね。

○幹事 わかりました。注意して説明させていただきます。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 ほかにございますか。なければ採決いたします。

採決は、第1号から第4号議案までを一括して行いますが、よろしいでしょうか。

それでは第1号から第4号議案について、異議のないものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 それでは、第1号から第4号議案は異議のないものと決定し、区長に通知いたします。

続きまして、第5号議案の審議を行います。まちづくり課長から説明をお願いします。

○幹事 引き続きまして、まちづくり課長から、第5号議案につきまして説明をさせていただきます。

白色の表紙であります議案書の45ページをお開きください。第5号議案の議案書の説明をいたします。

第5号議案、「東京都市計画地区計画保塚町地区地区計画の変更(足立区決定)について」を提出いたします。

平成23年11月17日、提出者は足立区長です。

提案理由は、東京都市計画地区計画保塚町地区地区計画の内容を変更するにあたり、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるため、提案するものであります。

議案書の46ページをごらんください。都市計画の案の理由書です。

1の種類・名称につきましては、東京都市計画地区計画保塚町地区地区計画の変更でございます。

2の理由につきましては、記載のとおりでございます。後ほど議案説明資料の趣旨及び目的にて説明をさせていただきます。

議案書は、計画書が47ページから49ページまで、変更概要が50ページになっておりまして、変更箇所につきましては、表の下から4段目にござい

ます地区施設の緑地1号を削除するものでございます。総括図が51ページ、計画図が52ページから54ページとなっております。

以上が、第5号議案の議案書となります。

恐れ入りますが、これからの説明につきましては緑色の表紙の冊子である議案説明資料に沿って説明をさせていただきますので、議案説明資料をご用意ください。

議案説明資料の11ページをお開きください。

1の趣旨及び目的でございます。こちらは、都市計画案の理由書にもある2の理由書と同様でございます。土地区画整理事業を施行すべき区域である保塚町地区では、平成15年3月に地区計画が都市計画決定されております。

本地区は、耕地整理事業が既に実施されているため、基本的な道路網が概成しており、地区計画の道路・公園等の基盤整備を進めることで、まちづくりを進めているところでございます。

また、本地区に隣接する六町地区は、区画整理事業が進み、平成17年には「つくばエクスプレス」六町駅が開業したことにより、本地区は利便性が向上し、活発な土地利用が見込まれる地区へと変化してきております。

地区計画が策定されてからおおむね8年が経過し、地区計画策定時から周辺環境や社会状況なども変化してきており、良好な住環境の維持と有効な土地利用が共存する地区整備計画が求められるようになってきております。

そこで、足立区では、東京都が平成21年度に改訂いたしました「周辺区部における土地区画整理事業を施行すべき区域の市街地整備のためのガイドライン」に基づきまして、本地区計画の地区施設である緑地等の配置や位置づけについて再評価を行いました。

その結果、公園・緑地等については、土地区画整理事業が完了した市街地の整備状況に応じた整備水準が確保されていることが確認できたことから、地



区施設である緑地等を適切な水準で配置し、土地の有効利用を適切に誘導するために、保塚町地区地区計画の変更を行うものでございます。

続いて、12ページをごらんください。地区計画変更案の概要についてご説明いたします。

上部の「名称」「位置」「面積」「区域の整備・開発及び保全に関する方針」に関しましては、変更はございません。

後段の地区計画変更案をごらんください。

保塚町地区地区計画では、表に記載のとおり4つの緑地を決定しておりますが、そのうち未整備である緑地1号、面積約1,590平米を廃止するものでございます。

なお、他の3カ所の緑地については、既に整備がされているところでございます。

13ページをごらんください。図面は変更前の地区計画計画図2となっております。

図面左側にごございます丸で囲まれた部分が緑地1号でございまして、緑地1号は区画道路3号の北側部分630平米、南側部分960平米、合計1,590平米となっております。

14ページをごらんください。ここで、地区計画変更を実施するきっかけ及び基軸となった「周辺区部における土地区画整理事業を施行すべき区域の市街地整備のためのガイドライン（東京都）」について、ご説明をさせていただきます。

これは東京都が、「土地区画整理事業が完了した市街地の基盤整備状況」に準じ確保すべき整備水準を定めたものでございます。

ガイドラインは平成14年に策定されましたが、平成21年に整備水準の解釈が改訂をされているところでございます。

資料では、左側の四角が平成14年の整備水準であり、右側の四角が平成21年に改訂された整備水準を表しております。

平成14年の整備水準では、「地区面積の3%以上を公園として確保する」ことを原則としておりま

すが、①の「緑地や緑道等を含めた面積が3%以上となる場合」や、②の「公園・緑地・緑道から250m以内の範囲が検討区域の全域に達する場合」であっても整備完了水準を満たしているものとされておりまして。

そして平成21年に、一番下にごございますが、「検討地区及び周辺500m圏域に3%以上の公園・緑地・緑道等が確保されている場合も整備完了水準とする」という項目が新たに追加されたところでございます。

議案説明資料では15ページになりますが、恐れ入りますが、机上のモニターもしくは前面のスクリーンをごらんください。少し画面を使ってご案内をさせていただきます。

映像につきましては、平成21年度に追加されたガイドラインの整備水準に基づき、保塚町地区の評価を行った図でございます。

図面中央にある赤線の斜線部分が保塚町地区の区域であり、そこから周辺500メートルの圏域が、外側に示している赤い線になります。

また、区域の中にあり、現在供用されている公園を緑色で表示をさせていただいております。

外側の赤で囲まれた区域の面積が227.1ヘクタールとなり、公園の合計面積は約10.5ヘクタールとなります。したがって、この圏域での公園率は4.6%というような計算になっているところでございます。

このことから、保塚町地区及び周辺地区500メートル圏域区域は、公園率3%以上を確保しており、「土地区画整理事業が完了した市街地の基盤整備状況に準じた整備水準」を確保していることを確認することができました。

そのため、地区施設である緑地1号を廃止しても、当該地区の良好な住環境の保全や土地の有効利用を適切に誘導することが可能になると考え、地区計画を変更するものでございます。

この地区施設の地権者さんとの調整、それから近

隣との調整も含めて、地権者からは、この地区施設を外してもよいという了承をいただいた部分の中で、地区計画を進めさせていただくものでございます。

従前の地区計画につきましては、区域内のみで3%を確保するという原則として地区計画を決めさせていただきましたが、今回、公園の配置計画全体を含めて、周辺を含めて、この地域に必要な公園がどのくらいあるのかということを検証した結果、この緑地1号の公園は整備しなくても水準に達しているということが確認できたために、今回の廃止をさせていただくものでございます。

また、地権者さんからも、そのような形で廃止してほしいという要請もいただいているところでございます。

恐れ入りますが、議案説明資料に戻らせていただきます。16ページをごらんください。

3の都市計画手続きの経緯及び今後のスケジュールでございます。6月17日の第41回都市計画審議会での報告以降、本日までの取り組み、手続の経緯を示しております。

都市計画手続きの経緯及び今後のスケジュールですが、9月5日に保塚町地区地区計画変更原案の説明会を開催し、22名の出席をいただきました。

9月15日から9月22日までの2週間、地区計画の都市計画原案の縦覧、10月17日から10月31日までの2週間、地区計画の都市計画案の縦覧を行いました。どちらにも意見書の提出はございませんでした。

本日、第42回足立区都市計画審議会にてご審議をいただき、12月上旬の都市計画の告示を行わせていただく予定としております。

以上で、第5号議案の保塚町地区地区計画の変更についてのご説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

本件について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

○委員 たびたびすみません。今のご説明は、この公園、地区施設としての公園を廃止しても、東京都の区画整理関連の基準は満たすので差し支えありませんという説明で、それ自体はもちろんわかるのですが、今回これをむしろ積極的に廃止しなければならない具体的な事情の方があまりご説明がなくて、廃止しても都の基準を満たすという限りにおいては、ここだけではなくていろいろなところがあり得ると思うのですよね。これを今回組上に載せる具体的な契機は何でしょうか。

○幹事 説明が不足しておりまして、大変申しわけございませんでした。

先ほど地権者の合意をいただいているということでございますが、ここの持ち主の地権者の相続が発生している状況でございます。実は生産緑地にも指定されているところがございます。生産緑地の買い取り、また、地区施設での買い取りが困難なところもございまして、こういうきっかけを含めて全体的な見直しをさせていただいたところでございます。

地権者から、買い取っていただけないのであれば外していただきたいというご意向もいただいているところでございます。

以上でございます。

○委員 ですから、そういう具体的な事情があって、建前上の説明からも一応、廃止はそれほど問題はないという、そういう説明でないとおかしいと思うので。先ほどのリクエストと同じですけれども、あまり議論を出し惜しみしないで、ちゃんと説明をしていただきたいと思います。

○幹事 次回からはそのような形で報告させていただきたいと思います。

○会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 出し惜しみをしないでください。

ほかにございますか。なければ採決いたします。

第5号議案について、異議のないものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 第5号議案は異議のないものと決定し、区長に通知いたします。

続きまして、第6号議案の審議を行います。住宅・都市計画課長から議案の説明をお願いいたします。

○幹事 私から、第6号議案の説明をさせていただきます。

まず、議案書の55ページをお開きください。第6号議案、「東京都市計画生産緑地地区の変更(足立区決定)」について、上記の議案を提出いたします。

平成23年11月17日、提出者は足立区長でございます。

生産緑地地区の一部を、計画図書のとおり変更いたします。

提案理由でございますが、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づきまして、都市計画審議会の議を経る必要があるため、提案するものでございます。

同じく、議案書の56ページをお開きください。都市計画案の理由書でございます。

種別・名称は、記載のとおりとなっております。

2の理由でございます。農地は都市に食糧を供給するとともに、都市の少ない緑として区民に潤いを与えるだけでなく、都市の大切なオープンスペースとして、地震や火災から区民の命を守る貴重なまちの資源であり、農地の持つ環境保全や景観といった多面的な機能を、まちづくりの資源として活かしていく必要があるというものでございます。

ここから先につきましては、緑色の表紙の議案説明資料でご説明いたします。緑色の表紙の議案説明資料17ページをごらんください。

1の趣旨及び目的でございます。議案書の提案理由とも重複いたしますので、省略いたします。

2の(1)削除についてでございますが、今回8

件でございます。面積の括弧内の数字は、実面積となっております。都市計画の変更は、最後の数字を原則四捨五入して決定しております。

2の(2)追加についてでございます。今回は3件でございます。

続きまして、同じ資料の18ページをごらんください。位置図となっております。

今回変更いたします足立区生産緑地の資料番号、地区番号、所在地を表示しております。

続きまして、19ページをごらんください。右側に凡例が載っております。

地区番号125番の位置は西新井四丁目22番、地区番号126番の位置は西新井四丁目21番、地区番号127番の位置は西新井四丁目20番、地区番号128番の位置は西新井五丁目31番でございます。

いずれの地区も従事者の故障により、買い取り申し出が出されまして、1カ月間、区及び都に照会いたしました。買い取りの希望はございませんでした。その後2カ月間、農業従事者にあっせんいたしました。所有権の移転がなされなかったため、生産緑地法第8条に基づく行為の制限が解除となりました。

続きまして、20ページをお開きください。こちらが地区番号125番の写真でございます。南側の道路から撮影しております。

21ページをお開きください。地区番号126番の現地の写真です。北側の道路から南東へ向かって撮影をしております。

続きまして、22ページが、地区番号127番の現地の写真となっております。北側の道路から南東へ向かって撮影をしております。

続きまして、23ページ。こちらが地区番号127番の現地の写真となっております。南側の道路から北西へ向かって撮影をしております。現在、共同住宅を建設中となっております。

続きまして、24ページをお開きください。地区

番号164番、六町三丁目6番になります。

変更理由につきましては、六町四丁目付近土地区画整理事業によるものです。区画整理による道路計画のため、平成23年8月10日、仮換地指定の通知が出されまして、今後区画整理が行われる予定となっております。

既存地区1、140平米のうち一部、黒で表示いたしました部分770平米が削除になりまして、横縞で表示した部分、890平米が追加となります。従来の存続部分と合わせまして、最終的には1、260平米の面積になります。

続きまして、25ページが、現地の写真となっております。東側の道路から撮影をしているものでございます。

続きまして、26ページをお開きください。地区番号は170番、位置は谷中三丁目17番でございます。

変更理由は追加指定でございます。既存地区2、000平米に、横縞の線を表示した部分900平米が追加になり、合計で2、900平米になります。

27ページをお開きください。こちらが現地の写真となっております。西側から撮影をしております。

次に、28ページをごらんください。地区番号は211番、位置は興野二丁目31番でございます。

変更理由は従事者の故障によるものでございます。既に行為制限は解除されております。既存地区4、220平米の一部、黒で表示した部分1、300平米が削除になり、2、920平米になります。

続きまして、29ページをお開きください。こちらが現地の写真となっております。西側の道路から撮影をしております。

次に、30ページをごらんください。地区番号は221番、位置は舎人三丁目13番でございます。

変更理由は従事者の故障によるもので、既に行為制限を解除されております。

31ページが現地の写真となっております。北東側の道路から撮影しております。既に住宅が建設中

となっております。

続きまして、32ページをごらんください。地区番号は269番、位置は西新井六丁目2番でございます。

変更理由は従事者の故障によるもので、既に行為制限を解除されております。

33ページがその現地の写真となっております。左側の道路から撮影をしております。

続きまして、34ページをごらんください。地区番号は305番、位置は伊興三丁目5番でございます。

変更理由は新規指定でございます。

35ページが、その写真となっております。東側から撮影をしております。

続きまして、36ページをごらんください。上段に、生産緑地地区面積がございます。変更前の生産緑地地区、件数は234件、面積は36万9,120平米、約36.91ヘクタール。変更後につきましては、件数は229件、面積は36万6,340平米、約36.63ヘクタールとなっております。

次に、同じ36ページ、手続きの経緯と今後の予定でございます。

平成23年1月から8月にかけて、指定希望の調査を行いました。

都知事への協議を経まして、10月11日、協議内容に支障がないという旨の回答をいただきました。

10月17日から10月31日までの2週間、案の公告・縦覧をしておりますが、意見書の提出はございませんでした。

そして本日、第42回都市計画審議会に議案を提出させていただいております。

今後の予定ですが、12月上旬に変更の告示を行う予定となっております。

以上をもちまして、第6号議案「東京都市計画生産緑地地区の変更（足立区決定）」についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○会長 ありがとうございます。本件について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

○会長 なければ採決いたします。第6号議案について、異議のないものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 第6号議案は、異議のないものと決定し、区長に通知いたします。

続きまして、第7号議案の審議を行います。みどり推進課長から議案の説明をお願いします。

○みどり推進課長 みどり推進課長でございます。第7号議案、東京都市計画特別緑地保全地区の変更について、ご説明いたします。

まず、議案書の69ページをごらんください。第7号議案、「東京都市計画特別緑地保全地区の変更(足立区決定)について」、議案を提出いたします。

平成23年11月17日、提出者は足立区長近藤弥生です。

特別緑地保全地区を、別添計画図書のとおり追加するものでございます。

提案理由ですが、東京都市計画特別緑地保全地区を変更するにあたり、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるため、提案するものでございます。

70ページをごらんください。都市計画の案の理由書です。

種類・名称は、東京都市計画特別緑地保全地区第10号六町いこいの森特別緑地保全地区です。

理由は、足立区都市計画マスタープラン(平成18年3月策定)においては、まちづくりの将来像として地域別構想を定めており、足立区保塚・六町地区(第8ブロック)では、土地区画整理事業による公園・緑地の整備とともに、地域に残存する生産緑地などを貴重なオープンスペースとして位置づけ、保全を図ることとしています。

六町四丁目付近土地区画整理事業が行われている六町地区は、市街化区域内でありながら、屋敷林を中心に豊かな自然環境を保っており、まとまりのある貴重な樹林地が存在しています。しかし、高齢化による維持管理の困難さ、落葉などの苦情、相続の発生による開発等により、地域内の屋敷林は減少しております。

六町地区のすぐれた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、つくばエクスプレス六町駅から東に約250メートルに位置する約0.30ヘクタールの区域について、特別緑地保全地区として都市計画決定しようとするものでございます。

71ページをごらんください。特別緑地保全地区の決定にかかる計画書です。

名称は、第10号、六町いこいの森特別緑地保全地区、位置は足立区六町四丁目地内、面積は約0.30ヘクタールです。

理由は記載のとおりです。

下段の新旧対照表ですが、東京都市計画特別緑地保全地区は、特別区において既に9カ所が指定されており、本案件は第10号となり、追加の扱いとなります。

72ページをごらんください。総括図です。提案箇所的位置をお示ししております。

73ページをごらんください。計画図です。特別緑地保全地区の決定区域を表示してございます。

続きまして、緑色の議案説明書によりご説明いたします。37ページをごらんください。

制度の概要についてご説明いたします。

「特別緑地保全地区」の制度は、都市緑地法に基づき、良好な樹林、寺社林や緩衝機能をもつ緑地などについて、都市計画として保全を目的に定める制度でございます。これによりまして、風致や景観のすぐれた緑地、屋敷林、動植物の生息地などの豊かなみどりを将来に継承することが可能となります。

指定要件についてご説明いたします。

指定の要件は、都市緑地法第12条に規定されており、第1号、第2号のほか、第3号のイとして、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもので、風致又は景観に優れていることがあります。

足立区では、上記第3号イの指定に向け、屋敷林における評価基準を策定しました。

この評価に基づく指定候補の中から、今回、六町四丁目地内の屋敷林を指定するものでございます。

38ページをごらんください。行為の制限についてご説明いたします。

特別緑地保全地区に指定されますと、都市緑地法第14条に規定される行為の制限がかかり、次に掲げる行為は足立区長の許可を受ける必要があります。

第1号として、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築。

第2号として、宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、その他の土地の形質の変更のほか、第3号以下第5号までの制限がございます。

優遇措置についてご説明いたします。

行為の制限がある一方、特別緑地保全地区の土地所有者に対して、次のような優遇措置がございます。

1として、固定資産税、都市計画税の減免制度がございます。

2として、行為の許可が得られないために土地利用に著しい支障をきたす場合は、足立区に土地の買入れを申し出ることができます。

3として、足立区と所有者が協定を締結し、区が緑地の管理を行う管理協定制度を併用することにより、管理の負担を軽減することができます。

特別緑地保全地区の指定状況をご説明いたします。

平成22年3月31日現在、全国では398カ所、2,292.5ヘクタールが指定されております。このうち、個人所有の屋敷林の指定数は、8カ所、約7.5ヘクタールです。

東京都内では、23カ所、231ヘクタール、特別区内では、8カ所、84.5ヘクタールでしたが、

本年7月に大田区で第9号、0.1ヘクタールが指定されております。このうち、個人所有の屋敷林の指定数は、1カ所、0.3ヘクタールでございます。

足立区では初の指定となります。

制度の概要につきましては、参考資料として、特別緑地保全地区のパンフレットを配付してございますので、後ほどごらんください。

39ページをごらんください。背景についてご説明いたします。

平成21年度に行った足立区緑の実態調査では、敷地面積が3,000平米を超える大規模な寺社や屋敷林は、131カ所から126カ所に減少し、その樹木被覆地は約0.9ヘクタール減少しており、市街化区域内における緑地では、屋敷林等が最も失いやすい緑となっています。

特に一団の樹林地である屋敷林につきましては、地下水位が高く樹木にとって条件が悪い足立区において、長い年月を経て形成に至った貴重な財産でございまして、それらの維持保全に努める必要があります。

足立区では、区内の緑を守るための取り組みとして、保存樹木や保存樹林の制度により所有者や管理者を支援してまいりましたが、高齢化等による維持管理の困難さや落葉などの苦情、相続の発生による開発等により、大木や樹林が減少し、六町地区でも屋敷林等が減少してございます。

趣旨及び目的をご説明いたします。

「足立区都市計画マスタープラン」における位置づけに加えて、都市緑地法第4条に基づき定めました「足立区緑の基本計画」におきましては、緑地の保全のための法制度の検討の中に、特別緑地保全地区指定の検討を行うこととしております。

また、公園等の整備計画を定めた「あだち公園☆いきいきプラン」におきましても、公園に準ずるものとして屋敷林等の樹林を保全するため、特別緑地保全地区の指定に取り組むこととしています。

これらによりまして、六町地区の周辺住宅地から

のすぐれた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するために、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定するものでございます。

40ページをごらんください。現況指定地の航空写真でございます。モニターにもカラーで写し出しておりますのでごらんください。

0.3ヘクタールの敷地内には、江戸時代後期の茅葺の母屋、薬医門、構え塀を備え、足立区のかつての農村風景を残す貴重な屋敷林でございます。

資料にお戻りください。41ページをごらんください。

これまでの経緯と今後の予定ですが、平成23年9月13日に東京都へ協議を申し出、10月11日に意見のない旨の回答を受けてございます。

10月17日から31日まで、都市計画案の公告・縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

本日、第42回足立区都市計画審議会にてご審議いただき、12月上旬に告示の予定でございます。

以上、第7号議案、特別緑地保全地区の変更につきまして、ご説明させていただきました。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

本件について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

○委員 足立区は公園とか緑地が非常にまちづくりの特徴ですから、これは大変結構なことだと思うのですが、1つ質問、確認です。

説明資料の38ページの優遇措置の中で、3番目に管理協定制度というのがありますが、これはどういうものか。それで、今回はそれが適用になるのかどうか、教えてください。

○課長 管理協定制度と申しますのは、区が所有者にかわって管理を行うという協定を結ぶことによりまして、公的な機関が維持管理するということで軽減措置、実態的な管理の軽減と、あと、先ほど申し

ましたように、税制上の優遇措置が追加で受けられるということでございます。

○委員 この件に対しては適用されるのですか。

○課長 本件につきましては、今後指定を受けた後、所有者と協議しまして、管理協定等を結ぶ方向で検討してまいりたいと考えております。

○委員 はい、わかりました。

○会長 ほかにございますか。なければ採決いたします。

第7号議案について、異議のないものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 第7号議案は、異議のないものと決定し、区長に通知いたします。

続きまして、第8号議案の審議を行います。建築調整課長から、議案の説明をお願いいたします。

○幹事 それでは、第8号議案、建築基準法第51条ただし書の規定に基づく一般廃棄物処理施設の位置の許可について、建築基準法に基づく許認可を担当している特定行政庁として説明させていただきます。

まず、ざっと資料をお目通しいただきたいと思います。

75ページから77ページは、提案理由、経緯、施設概要を記載しております。78、79ページは位置図関連です。80、81ページは周辺の用途地域図、土地利用現況図です。82ページから85ページまでが現況写真です。86ページ、87ページは配置図、平面図であります。88ページから91ページにつきましては、足立区における一般廃棄物、家庭内ごみ関係の処理施設の位置の許可基準です。92ページをお開きください。生活環境影響調査結果表でございます。93ページは住民対応、スケジュール、特定行政庁の意見を記載してございます。落丁等はございませんでしょうか。

それでは、75ページにお戻りください。下段に記載のとおり、提案理由は、一般廃棄物処理施設の

位置の許可を行うにあたり、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるため、提案するものです。

提出者は、足立区長です。

次のページ、76ページをごらんください。経緯です。

ごみ焼却場及びその他の処理施設は、建築基準法第51条により都市計画においてその敷地の位置が決定していなければ、新築・増築ができません。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合には、新築・増築が可能となります。

事業主体である大谷清運株式会社は、昭和37年から清掃関連事業を営んでおり、平成12年より、当該敷地において、廃棄物処理を開始しました。

その後、建築基準法第51条の規定に基づき、都市計画審議会の議を経た後、平成17年3月25日付けで、1日当たり5トン以上のペットボトル類を選別・圧縮する一般廃棄物処理施設として、位置の許可を取得し稼働しました。

今回でありますけれども、機械の増設により処理能力が、当初許可の約3倍に増加することに伴う認可申請があったため、足立区都市計画審議会に再度、付議することになりました。

次に、施設の概要についてご説明します。

位置は入谷九丁目4番13号、16号で、首都高速道路から西側約30メートルに位置しております。事業主体、敷地面積は、記載のとおりです。

建物についてですが、既存に、再資源化の作業を行うための工場、事務所等があります。今回、改築や増築工事はございません。

処理内容と能力の推移でございますが、平成17年の許可当初は、ペットボトル圧縮機1日当たり14.14トンでありました。

その後、平成20年に廃プラスチック圧縮機械の増設により、1日当たりの処理能力の合計が20.23トンになり、現在に至っております。なお、平

成20年の変更については、特定行政庁に当初の1.5倍以内である旨の報告がされております。

今回は、ペットボトル及び廃プラスチック、1日当たり27トン圧縮できる機械の増設です。

地域地区は記載のとおりでございます。

次のページをごらんください。

主な搬入ルートは、首都高速道路沿いの都道239号線からです。

次に、80ページをお開きください。申請地周辺は、準工業地域となっております。計画地は赤く記しているところでございます。

81ページは、周辺土地利用現況図で、近隣には、青色で塗った工場、倉庫等の事業系の施設が多く存在しています。緑色、黄色に塗った部分は住宅を表し、2棟の住宅が隣接しております。

82ページからは、写真撮影位置と周辺写真です。赤いラインのところ为本施設です。

次の84ページをお開きください。搬入ルートとなる道路状況です。③の写真につきましては、前面道路6メートル、それと毛長川が右側にあります。④については、首都高速道路のところの写真でございます。

85ページの写真は、敷地内の写真を撮ったものであります。

87ページをお開きください。黄色で着色したところが、今回の機械増設部分でございます。

91ページの許可基準の概要版をごらんください。申請敷地は準工業地域で、機械の処理能力の増加は用途変更位置づけしております。濃い黒い枠部分をごらんください。2点の判断基準がございます。

①生活環境影響調査により周辺に対する影響が軽微であると予測されること。②周辺住民等への計画の内容が説明され、調整が図られていることです。

生活環境影響調査の結果は、92ページにございます。

今回の機械の増設により、1日の運搬車両が現在より48台ふえ、都合115台の2トンクラスの収



集車が行き来するとともに、施設内の作業量が増加します。調査項目につきましては、東京都環境局との調整の結果、処理施設や廃棄物の種類等を勘案して、大気質では粉じん等の3項目、騒音、振動ではそれぞれ2項目、悪臭の1項目、計8項目を調査対象として選定しております。

特に、運搬車両のピーク時ではありますが、14時から15時であります。現在17台が29台と瞬間的にふえる状況ではありますが、走行に伴う粉じん、騒音、振動の予測値は基準値内となっており、環境保全上の支障はないものとされております。

これらの点につきましては、都及び区の担当部署で調査報告書の確認を行っており、特に問題はありませんでした。

なお、申請者は、既に車の誘導員の配置をして対策をしておりますが、今回、周辺環境に配慮する事項として、外壁の内側に耐火ボードの設置工事や空調設備を充実するというようになっております。

また、個別の問題が発生した場合にも、迅速に対応する旨、確約をいただいております。

続きまして、周辺住民対応等についてですが、93ページに記載のとおり、4月から、入谷町会長への計画説明を3回、7月25日から回覧による周辺住民への周知、隣接住民には個別説明を行い、7月28日には、現地にお知らせの標識設置を行っております。さらに、9月3日には、施設見学会と説明会を開催するなど、周知活動を重ねております。

本日に至るまで、苦情や反対もない状況であり、特定行政庁としては、周辺住民に理解が得られていると考えております。

今後のスケジュールは記載のとおりです。

最後になりますが、特定行政庁の意見を読み上げます。

今回の機械の増設における周辺の生活環境に及ぼす影響については、東京都環境局との協議に基づき、大気質・騒音・振動・悪臭について、生活環境調査を実施しており、環境上の支障はないものと評価さ

れています。

また、周辺住民に対しては、個別説明及び回覧板による周知、施設見学会の実施で計画内容が周知されており、特に計画に対する反対の意見はありません。特定行政庁及び関係課は、6月20日に現場調査を行い、現状を確認し、許可基準と照合した結果、支障はないと判断しました。

本日の都市計画審議会の議を経た後、許可を行う予定です。

どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

本件について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○会長 なければ採決いたします。

第8号議案について、異議のないものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 第8号議案は、異議のないものと決定し、区長に通知いたします。

長時間にわたりご審議ありがとうございました。

これにて、本日の議案審議は終了といたします。

進行を事務局にお返しいたします。

○幹事 会長、議事進行ありがとうございました。

最後に連絡事項がございます。

本日おいでいただいた際に、委員の皆様にお渡ししております、報酬の源泉徴収額につきまして変更が生じたので、お渡しいたしました金額も変更となっております。内容につきましては、報酬に同封いたしました資料をご確認いただきますようお願い申し上げます。ご不明な点がございましたら、審議会終了後、もしくは後日でも結構ですので、事務局までご連絡をいただければ、ご説明させていただきます。

また、次回の都市計画審議会でございますが、これまでの例でいきますと、年が明けた2月ごろ開催することが多いのですが、現時点におきましては予定されている議案がございません。したがって、

急遽審議が必要になれば直ちにご連絡申し上げますが、今のところ4月以降、新年度の開催が有力というところがございます。

いずれにいたしましても、改めて開催時期につきましては早目にご連絡を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

委員の皆様から何かございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、これをもちまして第42回足立区都市計画審議会を閉会させていただきます。

長時間にわたりまして熱心なご審議を賜りまして、まことにありがとうございました。